

平成27年度 指宿市国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

本計画は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項及び「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第307号）第四の六の規定に基づき、指宿市国民健康保険の被保険者の健康の保持・増進を図るとともに保健事業を効果的に推進するため、以下に定める基本方針に基づいて事業を実施するものとする。

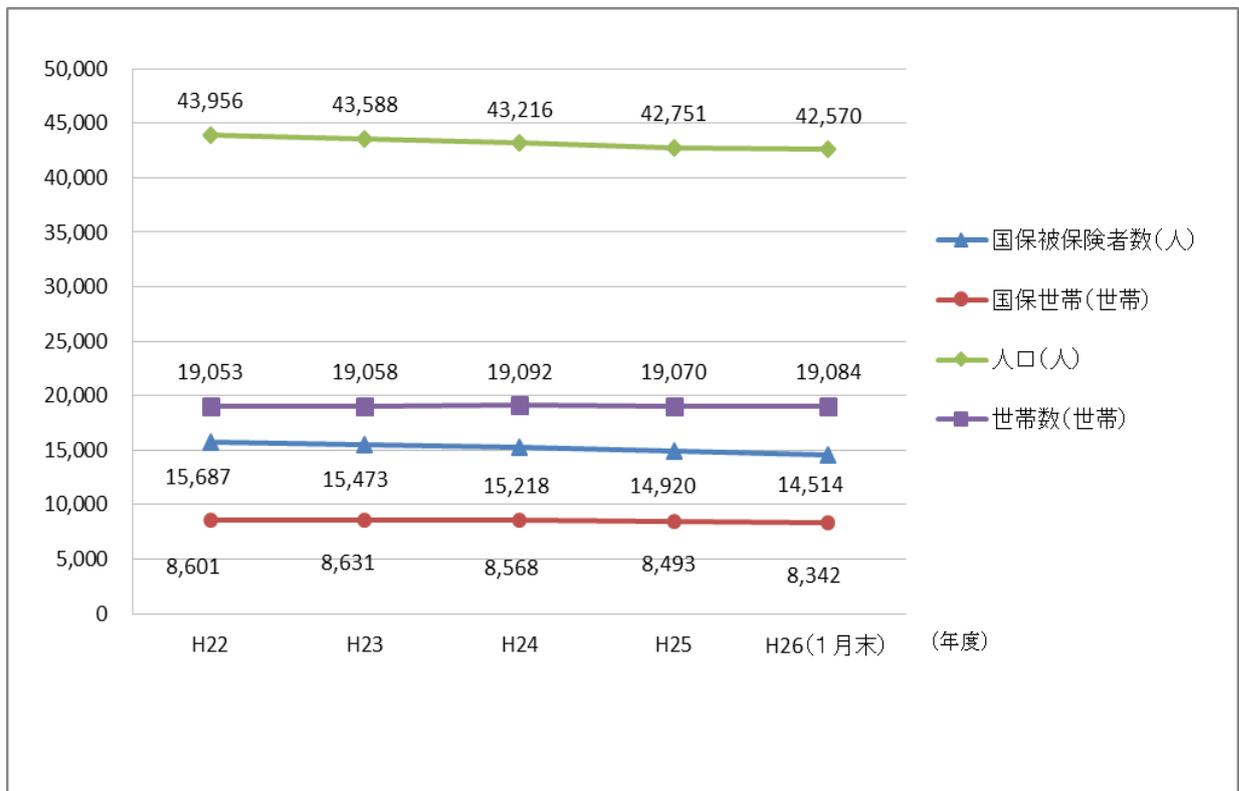
2 指宿市国民健康保険の現状

(1) 被保険者数、世帯の推移

本市の人口は、年々減少傾向にあるが、世帯数は横ばい傾向となっている。国民健康保険については、被保険者数及び世帯数ともに減少傾向にある。

また平成25年度の国民健康保険加入率は、市の人口の約3割となっている。

《指宿市の人口及び国保被保険者数等の推移》



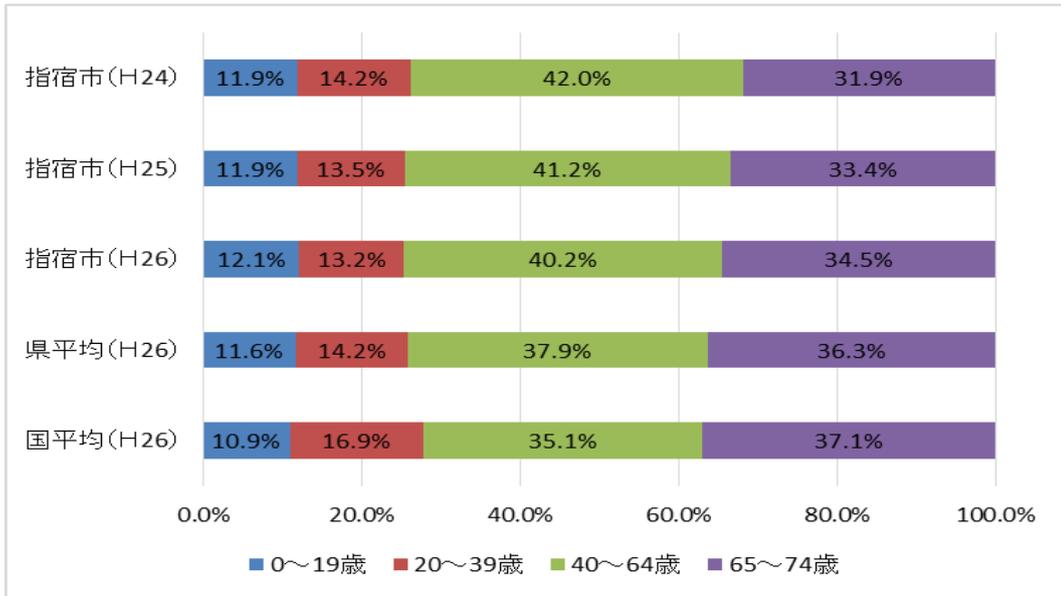
※各年度の本市の世帯数及び人口は年度末数値、国保世帯数及び国保被保険者数は年平均の数値。

※鹿児島県国民健康保険事業状況 III統計表第1表参照（各年度末の数値）

(3) 被保険者の年齢構成

本市の人口は高齢化が進んでおり、国民健康保険被保険者の年齢構成も 65 歳から 74 歳までが年々増加し、約 3 割を占めている。今後も、さらに高齢化が進んでいく傾向にある。

《被保険者の年齢構成》



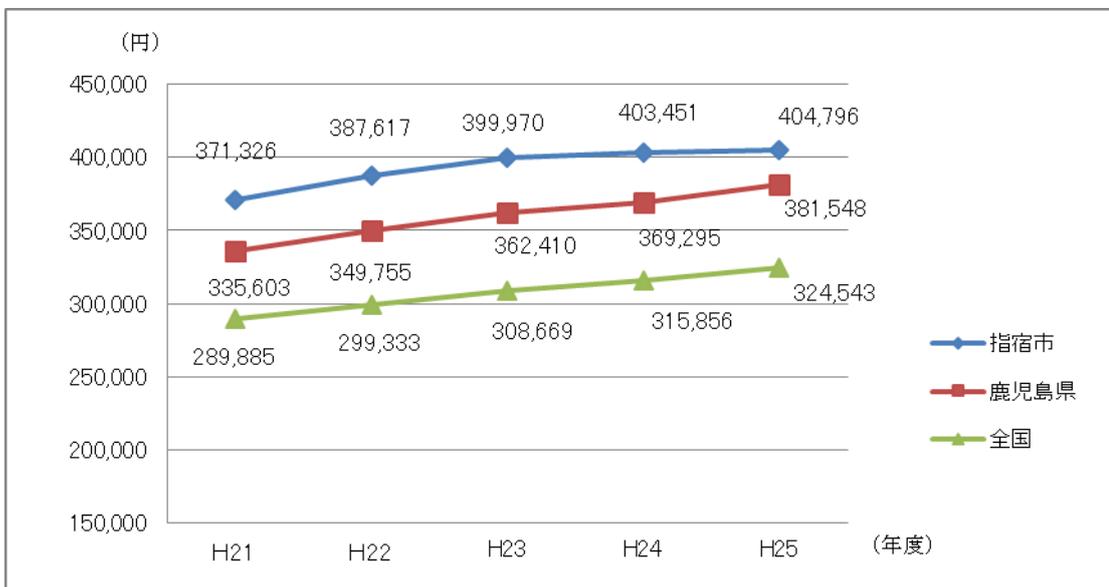
資料：国民健康保険実態調査（各年 9 月末現在）

(4) 一人当たりの医療費の推移

一人当たりの医療費は、平成 25 年度と平成 24 年度を比較すると伸びは低かったが、年々増加している状況である。

また、鹿児島県平均より約 1.1 倍、全国平均より約 1.2 倍とかなり高くなっている。

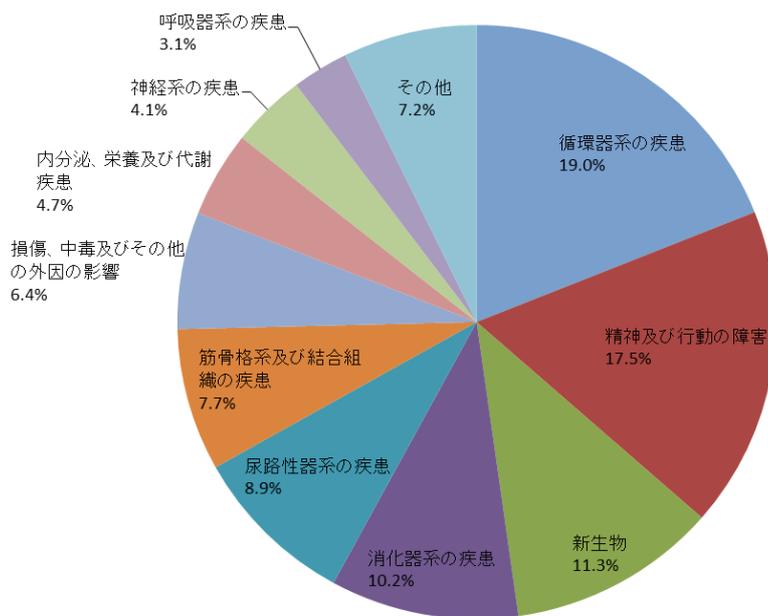
《一人当たりの医療費の推移》



(5) 疾病の分類状況

本市国民健康保険の平成26年10月分の医療費(約4億5,978万7千円)は、循環器系の疾患及び精神及び行動の障害で、全体の約4割を占めている。毎年、被保険者が減少するにも関わらず、件数は年々増加している。

《平成26年10月分医療費》



主要疾病分類別医療費・1件当たりの医療費の推移

疾病名	平成25年10月			平成26年10月		
	件数	医療費	1件当たり	件数	医療費	1件当たり
循環器系の疾患	3,070	67,863,200	22,105	3,088	87,220,990	28,245
精神及び行動の障害	739	100,659,450	136,210	689	80,358,220	116,630
新生物	534	61,466,670	115,106	530	52,024,160	98,159
消化器系の疾患	2,533	45,643,350	18,019	2,599	46,772,740	17,996
尿路性器系の疾患	347	34,865,610	100,477	346	41,059,160	118,668
筋骨格系及び結合組織の疾患	976	33,714,960	34,544	1,097	35,625,520	32,475
損傷、中毒及びその他の外因の影響	470	27,095,890	57,651	496	29,294,190	59,061
内分泌、栄養及び代謝疾患	1,285	20,384,240	15,863	1,316	21,489,360	16,329
神経系の疾患	314	20,129,520	64,107	316	18,624,850	58,939
呼吸器系の疾患	1,178	15,751,000	13,371	1,115	14,052,020	12,603
その他	2,321	36,149,400	15,575	2,279	33,265,510	14,597
合計	13,767	463,723,290	33,684	13,871	459,786,720	33,147

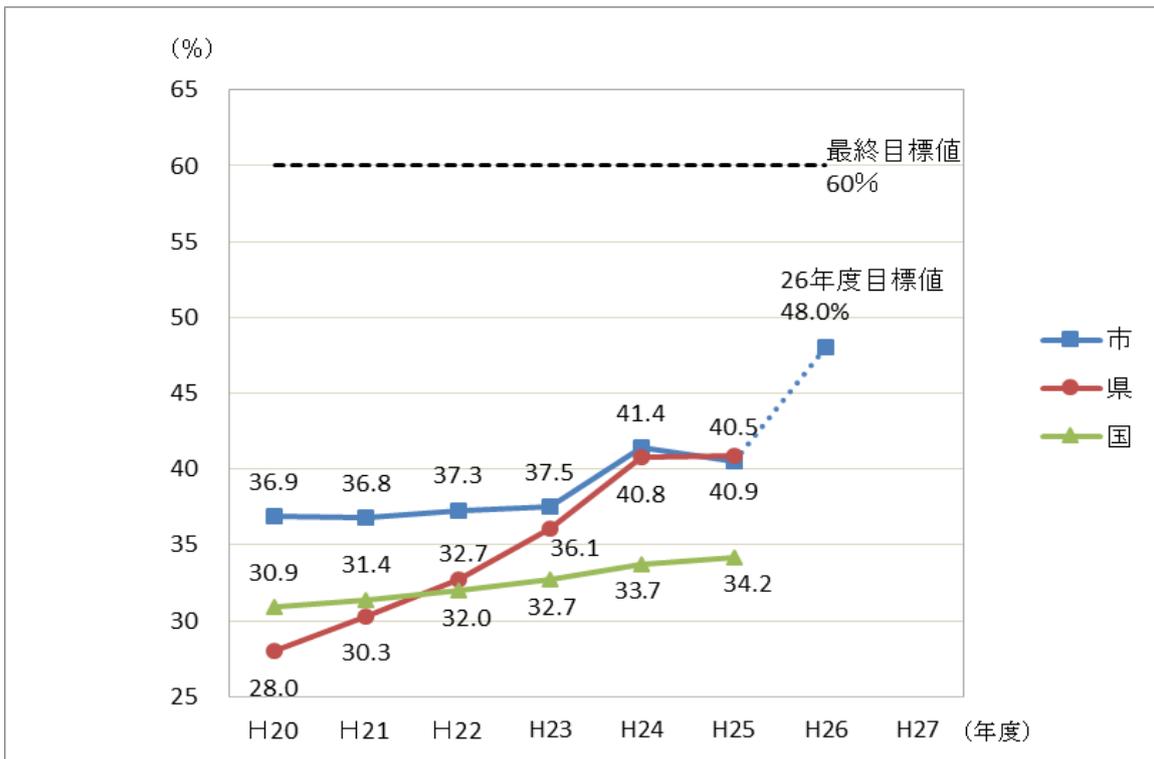
平成26年10月分の医療費4億5,978万7千円のうち、生活習慣病といわれる疾病の内訳は次のとおりである。これらが医療費の約2割を占めている。生活習慣病の予防のためにも、疾病の早期発見・早期治療が重要となる。

疾 病 名	件数	医療費	(単位 :
			1件当たり
糖尿病	705	13,354,870	18,943
高血圧性疾患	2,365	25,270,460	10,685
虚血性心疾患	121	11,317,280	93,531
くも膜下出血	15	2,678,790	178,586
脳内出血	42	7,260,400	172,867
脳梗塞	227	9,494,380	41,825
その他の脳血管疾患	58	1,931,160	33,296
動脈硬化(症)	5	140,790	28,158
腎不全	100	35,023,960	350,240
合 計	3,638	106,472,090	29,267

(6) 特定健診受診率

特定健診は、平成20年度から始まっているが、受診率はなかなか伸びない状況である。国の掲げた平成29年度までの目標値60%を達成するには、より一層の努力が必要である。

《特定健康診査受診率の推移》



3 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

「特定健康診査等実施計画（第2期計画）」に基づいて、特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見と予防に努める。

また、受診率向上ため、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導体制の整備を図る。

(2) データ分析に基づく保健事業の推進

国保データベース及びデータホライズンを活用し、被保険者の健診データと医療費データとの突合分析等を行い、個々の被保険者の状況を把握し、それぞれに応じた保健指導を実施する。

(3) 疾病予防・普及啓発事業の推進

被保険者の健康増進、疾病予防を図るため、多様な年齢層の被保険者が参加しやすい医療・保健に関する普及啓発事業、健康づくりを実施する。

(4) 推進体制の整備等

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図る。

4 主な取組み

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

事業名等	事業内容等				
特定健康診査の実施	<p>「指宿市国民健康保険特定健康診査等実施計画」（第2期計画：平成25年度～平成29年度）に基づき、特定健康診査の対象者を的確に抽出し、生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳から74歳までの被保険者全員を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査を実施する。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間：7月から翌年1月末まで ・対象者全員に受診券を送付するとともに、市広報紙やホームページ等で周知する。 ・受診しやすい環境づくりのため、集団健診・個別健診・人間ドックの選択方式、各種がん検診等との同時受診、土・日曜日の開催などを行う。 ・血圧や血中脂質検査等の基本的な健診項目に加え、貧血検査と心電図検査の追加検査を行う。 自己負担額は、40歳から65歳未満の課税世帯の方は1,300円、それ以外は無料。 ・未受診者対策として、雇い上げ看護師による訪問指導及び電話勧奨による受診勧奨を行う。 ・地区毎の受診率の結果を市役所、各支所及び地区に掲示する。 <p>【特定健康診査受診率の目標】</p> <table border="1" data-bbox="676 1946 1270 2045"> <thead> <tr> <th data-bbox="676 1946 975 2000">平成27年度目標</th> <th data-bbox="975 1946 1270 2000">平成25年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="676 2000 975 2045">52 %</td> <td data-bbox="975 2000 1270 2045">40.5 %</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度目標	平成25年度実績	52 %	40.5 %
平成27年度目標	平成25年度実績				
52 %	40.5 %				

特定保健指導の実施	<p>「指宿市国民健康保険特定健康診査等実施計画」（第2期計画：平成25年度～平成29年度）に基づき、特定健康診査の結果、「積極的支援」「動機付け支援」に階層化された方に対して、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防に努める。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「積極的支援」「動機付け支援」のそれぞれの保健プログラムは、対象者が参加しやすいよう初回の面接は、個別又はグループで行う。 ・特定保健指導の対象とならなかった方にも、個々のリスクに着目した保健指導を行う。 ・指宿市医師会と協力して行う。 <p>【特定保健指導実施率の目標】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成27年度目標</td> <td>平成25年度実績</td> </tr> <tr> <td>44 %</td> <td>39.0 %</td> </tr> </table>	平成27年度目標	平成25年度実績	44 %	39.0 %
平成27年度目標	平成25年度実績				
44 %	39.0 %				

（2）データ分析に基づく保健事業の推進

データ分析に基づく保健事業の推進	<p>年々増加している医療費の削減を目的とした医療費適正化、保健事業に活用する。</p> <p>【実施方法】</p> <p>被保険者の医科及び調剤のレセプトと特定健診等のデータ分析を行う。医療費の分析結果から、治療中断を防止するための指導、重症化予防に努める。</p>
------------------	---

（3）疾病予防・普及啓発事業の推進

脳卒中对策事業	<p>特定健診の結果、高血圧・糖尿病で受診勧奨値にあるが未治療の者（高ハイリスク者）に対し、頸部エコー検査や生活改善指導を行う教室を実施する。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：特定健診受診者のうち、高血圧治療ガイドラインに基づくⅡ度高血圧で、かつリスク第二～第三層の者、Ⅲ度高血圧でリスク第一～第三層の者 ※ただし、糖尿病・高血圧・脂質異常症で治療中の者は除く。 ・方法：対象者へ通知し申込みをとる。教室参加者へ頸部エコー検査受診券を発行。 ・教室内容：医師講話・塩分摂取量測定（尿検査）・管理栄養士による減塩指導・調理実習（減塩） ・頸部エコー：医師会委託、検査結果については医師から説明。
---------	--

人間ドック	<p>生活習慣病の予防，自分自身の健康管理，病気の早期発見・早期治療のため人間ドック受診者への助成事業を行う。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：国民健康保険に加入している30歳から74歳までの人 ・受診機関：市内医療機関 11 か所 JA厚生連健康管理センター ・助成額：一人当たり 19,000 円
健幸マイレージ制度	<p>国民健康保険の特定健康診査受診者（人間ドック受診者も含む）は、「健幸マイレージ制度」に自動的に応募したことになる。また、職場健（検）診や個別に健（検）診を医療機関で受診した方は、受診結果を健康増進課または山川・開聞支所市民福祉課の窓口を持参すると1口応募できる。健康への関心を深め、受診率向上に繋げていく。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診結果確認ができた被保険者は自動的に応募したことになる。 ・広報紙及び特定健康診査受診券送付時にチラシを同封し、周知を図る。 ・年3回抽選が行われ、商品券等が当たる。当選者の発表は、賞品の発送をもって代える。
温泉入浴事業	<p>地域資源である指宿の温泉を活用して健康づくりを楽しむため、指宿市内全域の65歳以上と身体障害者手帳保持者を対象に、砂むし温泉「砂楽」、ヘルシーランド山川・レジャーセンターかいもんの温泉入浴助成をする。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂むし温泉「砂楽」 申請場所：砂むし温泉「砂楽」 一人年間24枚無料入浴券（浴衣・タオル代は自己負担） ・ヘルシーランド山川・レジャーセンターかいもん 申請場所：指宿・山川・開聞の国保担当課 200円の定額助成：一人年間48枚
水中運動教室	<p>地域資源である指宿の温泉及び温水プールを活用して、肥満や高血圧解消のための運動を行うことで、受講者がメタボをストップし、毎日笑顔で健康な生活を送れることを目指す。</p> <p>【実施方法】</p> <p>開催方法：年8回実施。広報紙等で周知し、募集する。 実施内容：アクアウォーキング，ストレッチ，筋力トレーニング（低強度）を組み合わせた水中運動，血圧測定等健康チェック 開催場所：ケイユウスポーツクラブ</p>

<p>重複・頻回訪問事業</p>	<p>多受診者・重複受診者に対する適正受診の指導の充実強化を図る。</p> <p>【実施方法】 国保連合会、(株)データホライズンが提供する多受診・重複受診者リストに基づいて、訪問指導の看護師により3名体制で個別訪問を行い、適正受診を指導する。</p>
<p>医療費の通知</p>	<p>健康と適正受診の必要性や国民健康保険制度に対する理解を深めていただくため、受診状況が容易に確認でき、自己負担分のみならず医療費全体の内容等が把握できる通知書を送付する。</p> <p>【実施方法】 ・受診歴のある世帯の世帯主に対し、原則として偶数月に2か月分をまとめて通知する。(年6回)</p>
<p>後発医薬品の普及促進</p>	<p>患者負担の軽減と医療費の抑制を図るため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及促進に努める。</p> <p>【実施方法】 ・後発医薬品に切り替えた場合の差額(負担軽減額)をおしらせる「後発医薬品利用差額通知書」を、対象者に対し通知する。(年約2,000通) ・「ジェネリック医薬品希望カード」を被保険者証の更新時に全被保険者に同封するとともに、市役所窓口において希望者に配布する。</p>
<p>健康推進員の設置</p>	<p>全地区(185地区)に設置し、地域ぐるみの健康づくり事業を推進する。</p> <p>【実施方法】 ・毎年、各地区から健康推進員の推薦を募る。 ・推進員は、研修会に積極的に参加し、自らの健康づくりに対しての知識の向上を図り、各地区で健康づくりをテーマとした事業を推進する。</p>
<p>健康づくりの推進</p>	<p>関係課・係との連携により、健康づくり事業を推進する。</p> <p>【実施方法】 ・地区で開催される健康まつり等への講師等の派遣 ・各種健康診査を積極的に推進し、保健師・栄養士などによる健康教育、健康相談等を行う。 ・福祉部門が行う「ふれあいデイ」での運動教室等により、健康づくりに努める。 ・健康づくり自主グループの育成を図り、自らの健康は自らが守るという機運を醸成する。 ・健幸マイレージ制度の普及、啓発に努める。</p>

